

独立行政法人労働政策研究・研修機構業績評価規程実施細則

(平成15年12月1日施行)

(平成27年6月1日改訂)

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人労働政策研究・研修機構業績評価規程（以下、「業績評価規程」という。）第10条第1項の規定に基づき、業績評価規程を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事前評価)

第2条 業績評価規程第6条に掲げる諮問会議の事前評価は、リサーチ・アドバイザー部会等の検討結果を参酌して行うこととする。

(中間評価)

第3条 業績評価規程第7条に掲げる経営会議の中間評価は、各評価実施月に先立つ3月間の業務の実績について各部が行った自己評価に対する評価とする。

2 前項に掲げる自己評価は、業務実績報告書（別紙様式）により行うこととする。

3 自己評価及び経営会議の評価は、以下の3段階基準により行うこととする。

「A」：年度計画を上回っている（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上の見込み）

「B」：年度計画どおり（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満の見込み）

「C」：年度計画を下回っている（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%未満の見込み）

(事後評価)

第4条 業績評価規程第8条に掲げる年度の業務実績案及び中期目標に係る業務実績案の事後評価は、中期目標に掲げた項目ごとの個別評価により行うこととする。

イ 事後評価に当たっては、独立行政法人通則法第32条第2項に基づき、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を作成する。

ロ 自己評価書に記載する個別評価結果は、年度実績については年度計画の達成状況について、中期目標期間実績については中期目標の達成状況について、それぞれ以下の5段階基準により行うとともにその理由を付記することとし、「B」を標準とする。

(1) 年度実績の評価について

「S」：法人の活動により、中期目標期間における所期の目標を量的及び質的に上回

る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

「A」：法人の活動により、中期目標期間における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）

「B」：中期目標期間における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）

「C」：中期目標期間における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）

「D」：中期目標期間における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認められた場合）

- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

「S」：-

「A」：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている

「B」：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）

「C」：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）

「D」：目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる等、抜本的な業務の見直しが必要

第5条 業績評価規程第8条第3項及び第4項に掲げる諮問会議の事後評価は、リサーチ・アドバイザー部会等の検討結果を参酌して行うこととする。

附則

本細則は、平成15年12月1日より施行する。

本細則は、平成27年 6月1日より施行する。